

多摩 30 自治体における生活保護申請時、および、 生活保護利用者の「無料低額宿泊所」利用状況調査アンケートまとめ（完成版）2020.8.21

1. 住まいがない方の生活保護申請について

1) 住まいがない方であっても、「現在地」（今いる場所）の福祉事務所で生活保護の申請はできますか。 前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありますか。

（八王子市）現在地の福祉事務所で生活保護の申請を行うこととなります。前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。

（立川市）住まいがない方については、相談に訪れた福祉事務所に実施責任がある、と考えています。

（武蔵野市）現在地の福祉事務所で生活保護の申請ができる。前の晩寝泊まりしている場所という理由のみで、そこで申請すべきという考えはない。

（三鷹市）現在地保護ですので、居住地のない方の場合は、ご本人が保護申請の意思を固めた時点（＝今いる場所）の所管に対して申請可能と考えます。

（青梅市）現在地で申請：可能 前の晩寝泊まりした場所：いいえ

（府中市）生活保護のいう「現在地」とは、居住地がないか明らかでない方が保護を受けることになった時点における所在地をいい、住まいがない方については、どこの福祉事務所でも相談・申請は可能であり、最初に相談したところが実施責任を負うこととなります。

前の晩に寝泊まりした場所は「現在地」とはなりません、生活保護は国の制度であり、どこの福祉事務所で申請されても同様の援護を受けられることから、事前に連絡があれば、最寄りの福祉事務所に相談に行かれることを案内する場合があります。ただし、当所においては、基本的に来所し申請を希望されれば、受理をいたします。

（昭島市）面接を実施し、住まいがない方の状況を把握後、生活保護制度に則って対応しております。

（調布市）生活保護実施要領の現在地保護の考え方のおりになります。

（町田市）住まいがない方については、原則、現在地保護として生活保護申請を受けています。

（小金井市）住まいがない方が窓口に来庁され相談があった場合は、当所にて対応し申請を受理します。

（小平市）申請を受けた福祉事務所で行うのが、基本と考えております。

（日野市）申請を受けています。前の晩に寝泊まりした場所を尋ねることはありますが、そこで申請すべきとの考えはありません。

（東村山市）現在地の福祉事務所で生活保護の申請ができるものと認識しており、申請も受けています。

（国分寺市）現在地保護が前提と考えますが、保護申請者からの状況を聞き取ったうえで、都から示されている留意点等を踏まえ、総合的に判断し、保護の申請の取り扱いを検討することとなります。

（国立市）ありません。

（福生市）申請可能（狛江市）現在地の福祉事務所で生活保護の申請はできると考えます。前の晩に寝泊まりした場所で申請。

（東大和市）申請は可能です。前の晩に寝泊まりした場所で申請するように促すことはありません。

（清瀬市）居所がなければ現在地で保護申請になります。

（東久留米市）申請できます。前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。

（武蔵村山市）居住地及び帰来性等の聞き取りを行った上で、実施要領に照らした対応をしている。

（多摩市）①可能です。②ありません。

（稲城市）現在地（今いる場所）の福祉事務所で生活保護の申請は可能です。

(羽村市) 現在地で申請を取り扱いますので、前の晩に寝泊りした場所で申請すべきという考えはありません。

(あきる野市) 居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。

(西東京市) 住まいがない方については、相談を受けた福祉事務所(現在地)で申請可能です。「前の晩に寝泊まり～」については特にございません。

(瑞穂町) 申請は可能です。

(日の出町) 町には、福祉事務所がありません。町に申請用紙は準備してあります。受け取りますが決定権がありません。受付印を押印し西多摩福祉事務所に送付します。前の晩の宿泊場所で申請とは言いません。申請用紙を渡し記入して頂きます。その際に家がない、お金がないので帰れないとなれば西多摩福祉事務所に連絡し対応をお願いします。いろいろ条件を聞かれますが、生保に関してのパンフレットのコピーを渡し簡単な説明はしています。(福祉事務所から頂いたもの)支給の決定権は、福祉事務所にありますので勘違いされないよう説明しています。

(西多摩福祉事務所) ありません。

2) 生活保護法 30 条の居宅保護の原則から、申請後、アパート暮らしを始めるための敷金など一時扶助の申請や家具什器費などの一時扶助申請ができることは案内していますか。一時扶助の決定と支給は速やかに行われていますか。速やかでない場合はその理由を教えてください。

(八王子市) アパート転宅が決まった時点で、ケースワーカーから案内しています。

(立川市) 住まいがない状態で申請した方には、ご本人とお話をしつつ、その方の意思や生活能力を見極めた上で、適切な時期にアパート暮らしに必要な手続きについてご案内しています。

(武蔵野市) 生活保護制度についての説明の際に一時扶助についての説明も行っている。また、一時扶助に関する支給決定も法定の処理期間内に行っている。

(三鷹市) 生活保護制度の内容として、敷金や家具什器費の説明をしています。申請者の生活の安定状況などを判断してからの支給としています。

(青梅市) 居宅生活が認められると判断されれば、敷金等の入居費用や家具什器費の申請を案内する

(府中市) 住まいがない方が保護申請された場合、アパートの契約に必要な敷金などの初期費用や必要な家具・家電等の購入費用としての家具什器費、布団代などの一時扶助が受けられる旨を案内しています。ただし、これは申請者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び申請時点の生活状況等を聞き取り、居宅生活ができると判断した場合に認められる旨を伝え、居宅生活が困難と判断された場合は、保護が開始されても一時扶助の申請は却下となる旨を伝えています。

居宅生活ができると判断され、一時扶助の申請がなされた場合には、できる限り速やかに支給しております。

(昭島市) 申請書の生活安定を最優先に考え、無料低額宿泊所を利用しているので、申請直後の案内はしていません。

(調布市) 対象者の状況を確認し、局長通知第7の4の(1)のキにあります「居宅生活ができると認められる者」について、福祉事務所が認めた場合に、御案内しています。また、決定から支給についても迅速に対応しています。

(町田市) 一時扶助の案内はしています。生活保護決定後、必要に応じて速やかに支給しています。

(小金井市) 対象者の状況を精査し、国通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「局長通知」という。)の局第7の4の(1)のキ「居宅生活ができると認められる者」に該当していると所が認めた

場合は、適切に案内しております（最初に宿泊所を案内）。なお、一時扶助の申請を受けた場合は14日以内に決定するよう対応しています。

（小平市）一時扶助の案内は行っており、速やかに支給決定を行っております。

（日野市）案内しています。速やかに行っています。

（東村山市）生活保護制度の説明時に、一時扶助についての説明も行っています。また、一時扶助に関する支給決定も法定の処理期間内（14日以内）に行っています。

（国分寺市）生活保護手帳 局第7の4の（1）のキ 及び別冊問答集 問7-107に基づき、被保護者の生活状況等を総合的に判断し、支給の検討をしています。

（国立市）案内しています。生活保護手帳に示されている「居宅生活ができる」と認められる者の判断基準にそって支給可否を検討しています。

（福生市）案内し、保護決定と同時に支給（狛江市）居宅生活ができる」と認められる場合は、速やかに一時扶助の決定と支給を行います。

（東大和市）一時扶助の案内はしており、速やかに支給決定をしています。

（清瀬市）案内しています。申請後、14以内に決定します。

（東久留米市）案内しています。一時扶助の決定と支給は速やかに行っています。

（武蔵村山市）面接相談の段階から生活保護制度について丁寧に説明し、理解を求めている。

（多摩市）アパートの敷金などの一時扶助については、申請者が居宅生活が可能かどうか、生活歴などを勘案し、総合的判断により「個別に」決定しています。

（稲城市）申請後、アパート暮らしが可能の場合は、敷金等一時扶助の申請や家具什器費等の一時扶助申請ができることを案内しています。また、一時扶助の決定・支給は速やかに行っています。

（羽村市）案内しています。一時扶助の決定と支給は速やかに行っています。

（あきる野市）敷金や家具什器の申請については、相談時や生活保護開始決定、その後も適宜説明しています。また、一時扶助の決定や支給も速やかに行っています。

（西東京市）敷金や家具什器費等の一時扶助については、適宜ご案内しています。支給決定についてはできる限り速やかに対応しています。

（瑞穂町）町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

（日の出町）アパートについては、西多摩福祉事務所と相談してくださいと説明しています。

（西多摩福祉事務所）案内しています。

3) 申請後、保護開始決定前は、どこに居住してもらいますか。ビジネスホテルやカプセルホテルなどの案内と宿泊費の支給はしていますか。令和2年4月14日付事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について 五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について」はどのように認識していますか。

（八王子市）基本的には無料低額宿泊所への入所をご案内しています。宿泊所が満室等の場合、ビジネスホテルやカプセルホテル等の活用する可能性があります。住居を喪失した者に対して生活保護を適用するにあたっては、申請者の状況に応じた保護を行うため、まず申請者がどのような問題（身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を備えているかを十分に把握するとともに、関係機関等の意見も参考に総合的に居宅生活が可能であるかの判断を行う必要があると考えます。そのうえで、居宅生活が可能と認められる者に対しては、アパート等の居宅への入居指導を行います。

（立川市）住まいがない状態で申請した方の場合、ご本人がその日泊まる所に困っているという状況があり、かつご本人の生活能力が居宅生活をするに足りる事を見極めるには一定の期間が必要です。よって、ご本人

の意思を確認し当初は無料低額宿泊所に居住することで居所を定め、生活保護による支援を可能にした上で、今後の生活について相談していきます。上述の事務連絡における該当箇所には「居宅生活が可能と認められる者」に対し、「アパート等の居宅への入居を指導」となっていますので、本市においても事務連絡に沿った対応をしているものと認識しています。

（武蔵野市）申請者の状況に応じて、無料低額宿泊所やビジネスホテルをご案内する場合があります。宿泊費は住宅扶助基準の範囲内で支給する。

（三鷹市）現時点では無料定額宿泊所の入所が可能のため実施しておりませんが、今後はあり得ると考えています。通知については承知しておりますので、申請者の状況に応じて早期のアパート入居を図っています。

（青梅市）居所を確保するための支援として宿泊所を探す支援を行う。事務連絡については、アパート等居宅での生活能力を十分有している方の場合は、アパート等への入居を支援すると認識している。

（府中市）住まいがない方が申請された場合、一時的な居所の確保が必要となるため、無料低額宿泊所やビジネスホテル、カプセルホテル、ネットカフェ等の利用を案内しております。当市では、保護開始までは生活扶助の支給ができないため、原則、無料低額宿泊所を案内しております。ただし、無料低額宿泊所の利用が困難な場合や申請者がネットカフェ等を利用したいとの申し出があった場合には、ビジネスホテルやカプセルホテル、ネットカフェ等を認めているところです。

令和2年4月14日付厚生労働省の事務連絡の取扱いについては、生活困窮者自立支援制度の担当と緊密に連携しながら、保護申請を希望される方には速やかに保護申請書を交付し、申請者の窮状により一層配慮した対応を行うべきものと認識しております。速やかな保護決定を行うように対応しておりますが、申請者の窮状から必要に応じて、生活福祉資金貸付制度等を活用し、住まいがない方については、TOKYOチャレンジネットの借り上げたビジネスホテル等を一時的な居所として利用し、できる限り速やかにアパート等の居宅への入居となるよう指導していくものと認識しております。

（昭島市）申請後は、無料低額宿泊所を利用しております。ただし、無料低額宿泊所に入所できなかった場合は、ビジネスホテル等への案内としておりますが、現時点において、そのような事例はございません。令和2年4月14日付事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用について」のうち「五住居を喪失した者に対する生活保護の適用について」については、申請者の状況等を踏まえ、当該事務連絡の内容に留意し、生活保護の適正実施に努めております。

（調布市）対象者の状況や施設等の空き状況に応じて対応しています。ビジネスホテルやカプセルホテル等の案内となった場合には、国の基準に沿って、宿泊費の支給を行います。

（町田市）原則、無料低額宿泊所を案内していますが、申請者の希望に応じて対応しています。住まいがない方については、急を要するため、無料低額宿泊所を案内していますが、保護決定後、居宅生活ができると認められる利用者には転居費用を支給しています。

（小金井市）無料低額宿泊所の空き状況を確認し、宿泊所側が受け入れ可能であることを確認しましたらそちらで生活するよう案内しております。各ホテルについて保護費の支給が可能である旨は認識していますが、今日まで（ここ数年）に案内が必要となったことはありません。当該事務連絡は認識していますが、今日まで当市では失業による居所喪失者（見込み者）からの相談、申請はありません。今後発生した場合は対象者の状況に応じ適切に対応してまいります。

（小平市）基本的には無料低額宿泊所を紹介しますが、確保できない時は本人が希望するカプセルホテルなどを利用してもらい、扶助費を支給しております。また、事務連絡の内容のとおり、アパート等への居宅を基本と考えております。

(日野市) 本人の承諾を得た上で、無料低額宿泊所に入所していただくことが多いですが、空きが無い場合は都が借り上げているビジネスホテルやカプセルホテル等を案内することもあります。宿泊費については本人負担が無いようにしています。

(東村山市) 申請者の個別の状況に応じて入所先を案内していますが、主に無料低額宿泊所へ入所することが多くなっています。令和2年4月14日付事務連絡については、個別の状況に合わせ適切に判断し、安定した居宅生活を送れるよう支援しています。

(国分寺市) 無料低額宿泊所等を案内する対応が主となっています。なお、ビジネスホテル利用の場合、都からの事務連絡等に基づいた対応を検討致します。

(国立市) 申請者の意思を確認の上で無料低額宿泊所を案内・利用してもらっていることが多いですが、宿泊所の空きがない、申請者の傷病の状況などに応じて臨機応変に対応しています。

(福生市) 宿泊所を案内。後者の問いは、該当の相談者が0件。

(狛江市) 申請者の心身の状況により、居住先を検討します。状況により、宿泊費について、住宅扶助 限度内で支給します。通知に則り、居宅生活ができるかを勘案のうえ、対応します。

(東大和市) 宿泊所を案内し、一時的に生活していただきますが、居宅生活が可能と判断される場合は、アパート転宅に向けて支援しています。当市内にビジネスホテル、カプセルホテルが存在しないこと、また、宿泊費の支給については、保護決定後となり、即日支給できないことから、特に案内はしていません。令和2年4月14日付事務連絡において、コロナ禍で職を失い、居所を失った被保護者がアパート等の居宅で生活する能力を十分に有する場合は、アパート等の居宅への入居を指導するようにされているため、当該対象者がいる場合は、事務連絡に基づき対応したいと考えています。

(清瀬市) 宿泊提供所等を案内しています。ホテル等利用の場合も支給対象としています。事務連絡の内容は承知しています。

(東久留米市) 一時的には無料定額宿泊所に居住してもらいますが、自立相談支援機関と連携しながら、入居できるアパート等を探す支援を行っています。

(武蔵村山市) 本人の意思と状況を確認し、調整する。また、現状では、住所不定者等の申請件数が大幅に増加した傾向が見られないことから、ビジネスホテル等の案内等は行っていない。なお、今後、申請件数が大幅に増加し、無料定額施設の確保が難しくなった場合は、一時的に宿泊できるホテル等の確保について、検討していく必要があると思われる。

(多摩市) ①前述のとおり、あくまで「個別に」対応しているところですが、宿泊所が満室の場合などは、数泊のホテル代等を支給したケースはあります。②十分に認識しており、個別ケースの状況に応じた対応をしております。

(稲城市) 申請後、保護開始決定前は、無料低額宿泊所等の施設を案内しています。ビジネスホテルやカプセルホテル等の案内・宿泊費について、実施要領にもとづき必要な場合は、支給します。令和2年4月14日付事務連絡の五について、居宅での保護が可能な方は、アパート等への入居が速やかに行われるよう支援する必要があると認識しています。

(羽村市) 無料低額宿泊所に居住することが多く、ビジネスホテルやカプセルホテルへの支給は可能と承知しておりますが、実績はありません。本人の状況により支援を行うことからケースバイケースの対応を行います。

(あきる野市) 宿泊所を案内して、一時的に入所してもらっています。

「五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について」は、住居を失った被保護者の中には、アパート等の居宅での生活能力を十分に有している方もいるので、そのような方の場合には、アパート等の居宅への入居を指導する、と認識しています。

(西東京市) 無料定額宿泊所についてご説明しています。無料定額宿泊所に空きがない場合やご本人が入所を希望しない場合には、ビジネスホテルやカプセルホテル、インターネットカフェなどをご案内しています。また、事務連絡については、当市の住宅課で行っている住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度等を利用し支援しているところです。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(日の出町) 町にはホテル等ありません。西多摩福祉事務所が対応。

(西多摩福祉事務所) ビジネスホテルを案内しています。

4) 保護決定は申請日時に遡って行われますので、申請時に生活費(手持ち金)がない場合は生活費、住まいがない場合は住居費も申請したその日から支給されますか。

(八王子市) 開始日が遡及されれば、その日から支給します。

(立川市) 保護決定後に、申請日以降の扶助費が支給されます。初回の扶助費支給まで生活が困難な場合は、市社協の緊急援護費及び都社協の緊急小口貸付を案内します。これらの利用があった場合は、初回支給分から貸付金を返還しています。

(武蔵野市) 保護費は保護開始決定後に支給する。ただし、窮迫状況にある場合は別途対応する。

(三鷹市) 申請を起算日として支給しています。

(青梅市) 遡って支給される

(府中市) 保護開始は申請日に遡って行われますので、申請日からの生活扶助費及び住宅扶助費が支給されることとなります。ただし、実際の保護費の支給は保護開始後となります。申請時に生活費がない場合には、生活福祉資金貸付制度を利用して本人に貸付を行い、保護開始後に返還していただいております。また、住まいがなく、ネットカフェ等を利用するお金もない場合にも、住宅扶助費の日割り分を合わせて、生活福祉資金貸付制度を利用して貸付けております。

(昭島市) 事務処理上、申請時に保護費の支給はできませんので、社会福祉協議会の貸付で対応しております。

(調布市) 申請書類の確認、実地調査等を行う必要があるため、申請時当日に決定を行い、保護費を即日支給することはしていません。保護の決定については、迅速に行い、保護費の支給ができるよう心掛けていますが、最低限度の生活を維持することが著しく困難な状況であった場合には、保護開始援助費として即日貸付を行い、開始時に支給される保護費から返還していただくという対応をとっています。

(町田市) 申請時に所持金がない場合は、必要に応じて対応しています。

(小金井市) 対象者の状況に応じ、至急対応が必要なケースについては即日保護決定を行い、保護費を支給する場合があります。

(小平市) 保護決定以降、速やかに支給しております。

(日野市) 支給されます

(東村山市) 保護決定された場合には、保護決定後に申請日に遡って保護費を支給しています。

(国分寺市) 原則、保護費の算定は、申請日に遡及することとなっているため、そのような対応を図ることとなると考えます(なお、申請受理から決済まで一定期間は必要となりますので、申請時、即日で保護費が支給される訳ではありません)。

(国立市) 質問の趣旨が「生活保護費の緊急払い」または「法外の援護費」を指しているものとして回答いたします。法内の「生活保護費の緊急払い」は制度上可能ではありますが、金融機関からの引き出しの関係

上、実質的に不可能な状態です。「法外の援護費」については申請者の手持ち金の状況に応じて対応して
います。

(福生市) 支給される。

(狛江市) 速やかな対応に努めています。

(東大和市) 保護の要件を確認し、支給決定するまで、数日間はやむを得ず、現段階では、即日支給は困難
な状況です。

(清瀬市) その通りです。

(東久留米市) 支給します。

(武蔵村山市) 原則として、保護開始決定前に生活費の支給はしていない。

(多摩市) 生活保護開始決定後に申請日からの保護費を支給しています。申請時に所持金が少ない時は、生
活保護法外の「福祉援護費」から必要な分を支給し、保護決定後に支給する保護費から返還いただいでいま
す。

(稲城市) 申請日に遡って、生活費、住居費等を支給しています。

(羽村市) 支給できません。

(あきる野市) 前提として、保護の開始日は、申請日以降要保護状態にあると判定された日とされているた
め、必ずしも申請日と開始日は同一ではないことにご留意ください。(厚生労働省社会・援護局長通知第1
0・3) 申請時に要保護状態にあると審査・判定し、保護費を支給することは、実務的に不可能ですので、
緊急一時金として生活費を渡しています。生活保護の申請を受理した時点で、宿泊できる場所を案内するの
で、住居費については渡していません。

(西東京市) 支給されます。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(日の出町) 手持ち金、居住、食料等ないときは、西多摩福祉事務所に連絡して対応願う。内容によっては
社協にも問い合わせることがある。

(西多摩福祉事務所) はい。

5) 衣服や衣服費は支給されますか。靴の支給はありますか。

(八王子市) 衣服は本人の希望があれば、社会福祉協議会から提供をうけているものをお渡ししています。
靴の支給はありません。衣服費の支給の部分は、条件に該当すれば支給します。

(立川市) 申請時のご本人の状況を踏まえ、限度額の範囲内で、衣服費支給の可否について検討しています。

(武蔵野市) 生活保護法による保護の実施要領に基づき対応している。

(三鷹市) 状況に応じ、まったく持ち合わせのない場合には支給対象としています。

(青梅市) 保護手帳に基づき、申請者の状態に応じて支給する

(府中市) 保護開始時において、着用する衣類等がない場合には、保護開始までは保護費を支給することは
できないため、手持ち金もしくは生活福祉資金貸付制度を利用して購入していただき、その領収書の提出を
もって、保護開始後に限度額内で支給しております。

(昭島市) 衣服費の支給実績がございません。

(調布市) 対象者の状況に応じて、支給対象となりうる場合は支給しています。

(町田市) 保護開始時等に平常着が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある場合には支給します。

(小金井市) 現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者について
は局長通知第7-2「被服費」にて衣服、靴を購入する費用を支給します。

(小平市) 衣服を支給するケースはありますが、靴を支給したケースはありません。

(日野市) 現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況であれば基準額内の実費を支給しています。靴も同様です。

(東村山市) 申請者の個別の状況により判断していますが、生活保護法による保護の実施要領に基づき対応しています。

(国分寺市) 一時扶助の支給決定要件が満たされた場合、支給されます。

(国立市) 質問の趣旨が法内の被服費を指しているものとして回答いたします。法内で支給できるものは申請があった場合には必要なものは支給しています。

(福生市) 申請者の状況に応じて支給。

(狛江市) 開始時等現に着用する被服(平常着)が全くないか、若しくは、全く使用に堪えない場合に、被服費(靴も含む)を支給します。

(東大和市) 申請者の状況を確認し、個別に判断しています。

(清瀬市) 対象外です。

(東久留米市) 現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者については支給しています。靴についても支給対象となります。

(武蔵村山市) 衣服等の現物は支給していない。被服費は、実施要領の規定内で支給している。

(多摩市) (決定前?) 個別ケースにより、生活扶助分を「福祉援護費」から支給する場合があります。

(稲城市) 実施要領にもとづき、必要な場合は支給します。

(羽村市) 被服費は支給している他、靴の支給実績はありませんが、ない場合は支給対象となると思います。

(あきる野市) 必要に応じ検討した上で支給を決定します。靴は確認可能な範囲で支給したことはありませんが、被服の範疇には含まれるとも考えられることから、必要に応じ検討します。

(西東京市) 被服費については必要に応じて支給をしています。靴についても被服費の対象としています。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(日の出町) 服、靴の支給は西多摩福祉事務所対応。すでに履いていないときは役場スリッパ等使用。

(西多摩福祉事務所) 被服費の支給要件に該当すれば支給しています。

6) 食糧支援は行われていますか。お渡しする食糧の内容を教えてください。

(八王子市) 食糧支援を行っています。防災用おかゆ、乾パン等非常用備蓄品のほか、レトルト食品、缶詰、米、カップ麺等フードバンク団体からの支援品もお渡ししています。

(立川市) 福祉事務所窓口では、ご本人からご希望がありかつ在庫があれば、カンパンを提供します。また、立川市社会福祉協議会で実施しているフードバンク等のご案内もしています。

(武蔵野市) フードバンク利用等、必要に応じて行っている。

(三鷹市) 保護を決定するまでの一時資金として現金の前渡しを行うため、食料等の現物はお渡ししていません。なお、それでも食事に困窮する場合にはフードバンクの活用も行っています。

(青梅市) 食糧支援は行っていない、食事提供サービスを行っている宿泊所を探す支援を行う。

(府中市) 原則、食糧支援は行っておりません。保護開始までの食糧等がない場合には、生活福祉資金貸付制度等を利用していただいております。ただし、保護開始後に保護費を費消し、次回支給日までの生活費に困窮される場合には、アルファ米を支給しております。

(昭島市) 食糧支援は行っておりません。

(調布市) 食糧支援は行っていません。

(町田市) 食糧支援はしていません。

(小金井市) 原則当所では緊急時の支援として水、お湯を入れるのみで食べることができる「おかゆ」を提供しています。

(小平市) 食糧支援は、社会福祉協議会が行っており、パン、牛乳、ドライフードやお菓子などを提供していると伺っております。

(日野市) 市の緊急援護事業で食料をストックしていて、また、フードバンクからも食料の提供をいただいているので、必要に応じて支給しています。内容は、お米やアルファ米、ラーメン、レトルト食品、缶詰等です。

(東村山市) フードバンク利用等、必要に応じて行っています。

(国分寺市) 非常食(α米や保存パン)を支給することがあります。

(国立市) 必要に応じて対応していますが、食料の内容は時期によって変わるため、詳細には回答できません。水なども用意するようにしています。

(福生市) 生活困窮者自立支援相談で契約しているフードバンクの食料を支給。内容はその都度異なる。

(狛江市) 食料支援団体と連携して対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。

(東大和市) 状況に応じて食糧支援を行っています。渡す食糧は定まっております。

(清瀬市) 米やインスタント食品を提供しています。

(東久留米市) 緊急で食糧が必要な方に対して、防災備蓄食料等(カンパン、おかゆ等)を渡すことがあります。

(武蔵村山市) 緊急時には、社会福祉協議会及び福祉事務所で非常食等の支援を行っている。

(多摩市) 制度としてはありませんが、防災所管から、防災備蓄食料を分けてもらい、相談室に置いているときもあります。

(稲城市) 申請時に必要があれば、アルファ米(五目ご飯・梅がゆ)・カンパン等を渡しています。

(羽村市) 食糧支援は制度として行っていませんが、防災備蓄食糧を提供したことはあります。

(あきる野市) 緊急一時金として生活費を渡していますので食糧支援は行ってません。

(西東京市) 食糧支援を実施しています。内容は主食と副食を必要に応じて支給しています。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(日の出町) 手持ち金、居住、食料等ないときは、西多摩福祉事務所に連絡して対応願う。内容によっては社協にも問い合わせることがある。いろいろ条件を聞かれますが、生保に関してのパンフレットのコピーを渡し簡単な説明はしています。(福祉事務所から頂いたもの)支給の決定権は、福祉事務所に有りますので勘違いされないよう説明しています。

(西多摩福祉事務所) 行っていません。

2. 無料低額宿泊所について

1) 貴自治体では、いつから無料低額宿泊所を利用していますか。自治体として、無低を利用する理由は。

(八王子市) 宿所の提供に加え、施設長がおり、居所のなかった入所者への生活支援(各種手続きの支援)等相談対応や就労指導、転宅支援等のサービスを提供しており、ケースワーカーとともに個々の状況に応じた自立や居宅生活に向けた支援を効果的にすすめるため利用しています。

(立川市) 確認できるだけで 18 年前から利用しています。23 区の自治体は更生施設という住所がない方が利用できる宿泊施設を持っていますが、多摩地区の自治体はこのような施設を持っていないため無料低額宿泊所を利用せざるを得ない状況です。

(武蔵野市) 利用開始時期は把握していない。特定の居所を定めていただくため、無料低額宿泊所をご案内する場合があります

(三鷹市) 当市では 10 年以上前から無料低額宿泊所を利用しています。居宅生活が可能か否か、一定期間をかけて客観的かつ総合的にご本人の状態を判断することが必要な方もいるためです。また、これまで相当の期間にわたり居所を定めていなかった方に対して即時の住居提供が困難であるという実態もあります。

(青梅市) いつからかは不明。居所確保の観点から、まずは宿泊所を案内している。また、厚労省社会援護局長通知第 7-4-(1)-キにより、「居宅生活が認められる者に限る」とされているため、入所していただきその判断をしている。

(府中市) 施設利用については、平成 12 年(2000 年) ごろからの施設の増加とともに、利用が普及したものと認識しております。無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づき設置され、生計困窮者のため無料または低額な料金での入居を目的とした施設であり、地域で自立した生活を営むことができるよう支援をする施設であると認識しております。施設の趣旨から、生活保護受給者の状況に応じて、一時的・経過的な居所として、案内しております。

(昭島市) 利用の開始時期については、把握しておりません。無料低額宿泊所の利用については被保護者の生活安定を図り、アパート等の居宅生活への移行を円滑に行うため、無料低額宿泊所を利用しております。

(調布市) 保護申請時に居所が無い方、もしくは、保護受給中の方で、何らかの理由で居所を失った方に対して無料低額宿泊所の御案内をしています。

(町田市) 2002 年 3 月頃から利用しているものと思われ。保護申請時に居所がない要保護者の一時的な居所として案内しています。

(小金井市) 申請時に住まいがない方、保護受給中に何らかの事情で住まいを喪失した方について無料低額宿泊所を案内します。(いつからかは不明) 無料低額宿泊所は東京都の認可を受けた社会福祉施設でありかつ即日入居できるため、適切な保護受給者の支援施設として必要であると認識しています。

(小平市) 利用開始時期については、不明でございます。理由は、住宅のない要保護者の世帯に対して住宅を提供できる施設として利用しております。

(日野市) 2000 年より居所のない人の自立へ向けた居住先の確保支援の一つとして利用している。

(東村山市) いつから利用を開始したかは把握していません。即日から入所できる場合が多く、特定の居所を定めていただくとともに、食事の提供や施設職員による困りごとの相談などができるため、無料低額宿泊所を案内する場合がございます。

(国分寺市) いつからという部分については、統計資料がないため不明でございます。また、利用の理由については、申請者のそれまでの経過を聞き取ったうえで、総合的に判断しております。

(国立市) いつから利用しているか⇒不明です。利用する理由⇒他の社会資源も含めて、居所の無い人の保護を実施する際の社会資源の一つとして考えています。

(福生市) いつからかは不明。理由は、生活指導が必要な申請者もいるため。

(狛江市) 利用を始めた時期については、把握していません。利用する理由は、緊急時、居住場所を迅速に確保することができるためです。

(東大和市) 20 年程前から利用しております。無料低額宿泊所は即日から利用可能である場合が多く、食事提供がされ、日常の生活状況や健康状態について観察してもらえるため利用しています。また、居住費、食費等の支払いについては、保護決定後の支給日まで待ってもらえることも理由としてあげられます。

(清瀬市) 利用しています。住居の無い申請者の一時保護のため。

(東久留米市) 利用を開始した正確な時期等は不明です。市営住宅等、低額な賃料ですぐに入居できる住宅が管内に無く、居宅が見つかるまでに一定程度の期間を要するためです。

(武蔵村山市) ・利用開始時期については、把握していない。・利用理由は、住所不定者等に対する起居場所の確保並びに生活再建を行うためである。

(多摩市) ①時期は不明ですが、少なくとも15年以上前から利用しています。②個別ケースによりますが、宿泊所を利用するのは、申請者が居宅生活が可能かどうかを見極めるためです。

(稲城市) いつからかは不明だが、以前から無料低額宿泊所を利用しています。「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業に基づき、設置される」無料低額宿泊所を利用する理由について、住まいがない方へスピーディーな対応を行うことができるため。また、宿と食事に加え、入所者への相談対応や就労指導等のサービスを行ってもらえるため。

(羽村市) 利用開始時期は不明です。居宅生活の可否が不明な場合や様々な状況により、利用せざるをえない方が利用するものとされています。

(あきる野市) 確認できる範囲で10年以上前から案内しています。厚生労働省社会・援護局長通知第7・4・(1)・キでは、安定した住居のない要保護者に対し、敷金等を支給する場合、保護の実施機関において、「居宅生活ができる」と認められる者に限る。」とされているため、その判断により一時的に入所してもらっています。

(西東京市) 無料低額宿泊所については15年以上前から利用しています。無料低額宿泊所は都の認可を受けた社会福祉法に基づく施設であり、即日入居可能なため、一時的に滞在するには必要な施設であると認識しております。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(日の出町) 不明です。西多摩福祉事務所にお問い合わせ下さい。(以下の設問同)

(西多摩福祉事務所) 時期は不明です。現在はビジネスホテルを案内しています。

2) 生活保護利用者全体の内の無料低額宿泊所利用者の割合を教えてください。

(八王子市) 無料低額宿泊所利用者 237名(3.2%) 受給世帯数 7386世帯(6月末日現在)

(立川市) 数パーセント。

(武蔵野市) 月によって変動があるが、1%程度である。

(三鷹市) 1.1%

(青梅市) 3.48%

(府中市) 約1.2%となります。(令和2年7月31日現在:生活保護受給者5,234名のうち、無料低額宿泊所利用者65名)

(昭島市) 約1.44%

(調布市) 約3%

(町田市) 約1%(83人/7,746人)

(小金井市) 約3%(令和2年7月1日現在)

(小平市) 約1%でございます。

(日野市) 約2.2%(61人/2700人)

(東村山市) 集計していないため、正確な数字はお示しできませんが、概ね1%程度だと認識しています。

(国分寺市) 約2.2%です。

(国立市) 市全体の受給者数・宿泊所利用者数が少なく、個人が特定される可能性があり、回答できません。

(福生市) 1%未満 (0.8%)

(狛江市) 0.7%

(東大和市) 約0.7%

(清瀬市) 1割未満

(東久留米市) 約0.6% (10 ケース、全体 1,692 ケース)

(武蔵村山市) 概ね2%未満で推移している。

(多摩市) 1,854 世帯中 36 世帯です。(6 月末時点) →約 1.9%

(稲城市) 1%程度です。

(羽村市) 約 2.5%

(あきる野市) 2.59%です。

(西東京市) 約 1%です。(令和2年7月28日現在)

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(西多摩福祉事務所) 1.1% (世帯数)

3) 現在の個室利用者・相部屋利用者はそれぞれ何人ですか。

(八王子市) 統計データなし

(立川市) 無料低額宿泊所の個室利用者、相部屋利用者の人数は把握していません。

(武蔵野市) 具体的な数字はお示しできないが、極力個室を優先して利用していただいている。

(三鷹市) 個室 15 人、相部屋 19 人

(青梅市) 不明

(府中市) 個室利用者 53 名、相部屋利用者 12 名となります。

(昭島市) 統計をとっておりません。

(調布市) 統計資料がないため不明です。

(町田市) 個室利用者：42 人 相部屋利用者：41 人

(小金井市) 約 60 世帯。内訳は調査中

(小平市) 個室利用者 24 人、相部屋利用者 7 人と捉えております。(令和2年7月28日現在)

(日野市) 個室 45 人 相部屋 16 人

(東村山市) 集計していないため、正確な数字はお示しできません。ただ、市内にある無料低額宿泊所は全室個室となっているため、空き状況にもよりますが、個室を優先して案内しています。

(国分寺市) 個室：18 人 相部屋：4 人です。

(国立市) 前設問と同じく回答できません。

(福生市) 個室 9 人

(狛江市) 個室 8 人、間仕切り個室 1 人

(東大和市) 個室利用者・・・11 人 相部屋利用者・・・3 人

(清瀬市) 不明

(東久留米市) 9 人・1 人

(武蔵村山市) 個室利用者 20 人、相部屋利用者 10 人

(多摩市) 個室が 29 世帯、相部屋が 8 世帯です。
(稲城市) 個室利用 8 人・半個室利用 2 人・相部屋利用 3 人
(羽村市) 個室 15 人、相部屋 4 人
(あきる野市) 18 世帯全員とも個室です。
(西東京市) 個室利用者 29 名、相部屋利用者 7 名です。(令和 2 年 7 月 28 日現在)
(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。
(西多摩福祉事務所) 個室 6 世帯。相部屋 2 世帯。

4) 無料低額宿泊所を退所してアパートでの自立生活を始めた方の昨年の人数は。また、昨年、新たに入居した方の人数を教えてください。

(八王子市) 統計データなし
(立川市) ・宿泊所を退所して自立生活を始めた人数：6 人 ・昨年度新たに宿泊所に入所した人数：79 人。
(武蔵野市) 集計していない。
(三鷹市) アパートへの自立生活移行 2 人、その他退所 4 人 令和元年度の無料低額宿泊所入所者 15 人
(青梅市) 不明
(府中市) 退所者 21 名のうちアパートに転宅した方は 7 名、入所者 17 名となります。
(昭島市) 統計をとっておりません。
(調布市) 統計資料がないため不明です。
(町田市) 退所により居宅生活を開始した方：13 人 新たに入居した方：24 人
(小金井市) 4 名
(小平市) アパートで自立生活を始めた人数、及び無料低額宿泊所に入居した正確な人数については把握しておりませんが、入居者については 20 人から 30 人ぐらいと認識しております。
(日野市) 昨年 (H31.1~R1.12) の退所人数 21 人 昨年 (H31.1~R1.12) の新入居数 16 人
(東村山市) 集計していません。
(国分寺市) 自立生活者：6 人・新規：11 人です。
(国立市) 前設問と同じく回答できません。
(福生市) アパート生活 6 人、新規入所 2 人
(狛江市) 集計していません。
(東大和市) 無料低額宿泊所からアパート生活を始めた人・2 人 昨年、新たに宿泊所に入居した人・6 人
(清瀬市) 不明
(東久留米市) 自立生活を始めた方 6 人 新たに入居した方 11 人
(武蔵村山市) ・昨年度自立者数 2 人・昨年度入居者数 6 人
(多摩市) ①調べていません。回答にはお時間をください。 ②17 世帯
(稲城市) 【平成 31 年度】無料低額宿泊所を退所してアパートでの自立生活を始めた：0 人
新たに無料低額宿泊所に入居した：6 人
(羽村市) 昨年度実績については、新たに入居 8 人で、自立生活を始めた方は 5 人となります。
(あきる野市) アパートへの転宅は 4 人、新たに入居した人は 10 人です。
(西東京市) 昨年度のアパートへの転居者は 11 名です。昨年度の無料定額宿泊所入居人数は 22 名です。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。
(西多摩福祉事務所) 集計していません。

5) 利用者の利用期間(年数)は平均どのくらいですか。

- (八王子市) 統計データなし
(立川市) 数か月から数年間。被保護者の個別状況による。
(武蔵野市) 集計していない。
(三鷹市) 期間の定めは特にありませんが、平均利用期間は2年9ヵ月です。
(青梅市) 不明
(府中市) おおむね1年半となります。
(昭島市) 統計をとっておりません。
(調布市) 統計資料がないため不明です。
(町田市) 平均は算出していません。長い利用者では5年以上、短い利用者で1週間程度と様々です。
(小金井市) 平均1年。3~4ヶ月を目安に半年以内
(小平市) 一年弱の利用者が多い状況でございます。
(日野市) 約3年6ヶ月
(東村山市) 集計していません。
(国分寺市) 約2.5年です。
(国立市) 統計はとっておりません。居宅生活が可能なる方についてはなるべく早期にアパート生活への移行を支援しています。
(福生市) 不明
(狛江市) 集計していません。
(東大和市) 3年程です。
(清瀬市) 不明
(東久留米市) 2~3年
(武蔵村山市) 概ね5~6年程度で推移している。
(多摩市) 調べていません。回答にはお時間をください。
(稲城市) おおよそ6か月~1年程度です。
(羽村市) 1年11ヶ月
(あきる野市) 個々の要保護者の事情により利用期間が異なるため、平均の利用期間は出ませんが、居宅生活ができるかどうかの判断に概ね2~3ヶ月の期間をみています。
(西東京市) 概ね1年から2年です。
(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。
(西多摩福祉事務所) 集計していません。

6) 利用に際しての自治体独自のローカルガイドラインはありますか。(例えば、6ヶ月居住しないとアパート転宅をさせないなど)

(八王子市) アパート転宅にあたっては、居宅生活が可能であるかについて、関係者から意見聴取していません。

(立川市) ローカルガイドラインはありません。それぞれの生活保護受給者の状況に応じて個別に対応しています。

(武蔵野市) 存在しない。

(三鷹市) 特にありません。

(青梅市) なし

(府中市) 設問に例示の対応を含め、独自のガイドラインはございません。

(昭島市) ガイドラインはございません。

(調布市) ありません。

(町田市) 生活保護実施要領に従い、居宅生活ができると認められる利用者には転居費用を支給しています。

(小金井市) 国通知に基づいて対応しています。独自の基準はありません。

(小平市) ガイドラインはございません。

(日野市) ありません

(東村山市) ローカルガイドラインのようなものはありません。

(国分寺市) 独自のローカルガイドラインはございません。生活保護手帳 局第7の4の(1)のキ及び別冊問答集 問7-107に基づき、被保護者の生活状況等を総合的に判断しています。

(国立市) ありません。

(福生市) なし

(狛江市) ガイドライン等はありません。

(東大和市) ありません。

(清瀬市) ありません

(東久留米市) ありません。

(武蔵村山市) 特になし。

(多摩市) ありません。

(稲城市) 自治体独自のローカルガイドラインはありません。

(羽村市) ありません

(あきる野市) ありません。厚生労働省社会・援護局長通知第7・4・(1)・キに関係して、生活保護手帳問第7の78では、金銭管理、健康管理、家事能力、コミュニケーション能力など、居宅生活が可能かどうか総合的、慎重に判断するよう定められています。

(西東京市) 当市独自のローカルガイドラインはありません。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(西多摩福祉事務所) ありません。

7) 貴自治体の 無料低額宿泊所への評価 (○をつけてください。複数可)

A. 生活するうえで色々制約があるので、アパートで自立した暮らしをさせたほうがよい

B. 終の棲家として世話をしてもらえるので本人にとっても住み続けることは良いことと認識している

C. アパートでの自立生活をさせたいが、金銭管理などが出来ない方などの利用は致し方ない

D. 地域でアパートでの自立生活をしていただくためには現在のケースワーカーの体制では担いきれないので致し方ない。

E. その他 (自由に記載してください)

(八王子市) C

(立川市) E 新設の無料低額宿泊所が個室でないと認可されなくなったことと、既存の施設で個室化工事が始まっている宿泊所もあり、少しずつ住環境が良い宿泊所が増えていると思います。

(武蔵野市) E 現に居住できる場所がない、家賃滞納等の理由により賃貸借契約を結ぶことができない、といった方の一時的な居所として利用していただいている場所、と認識している。

(三鷹市) A, C, E 地域の社会資源を用いてもなお独居が困難な方などが宿泊所の支援で生活している場合もあります。特に金銭管理等に課題がある方は、アパートでの自立に際し地域資源の活用による支援が必要です。一方で、生活支援を受けられる宿泊所での生活継続を希望される方もいらっしゃいます。

(青梅市) C

(府中市) E 無料低額宿泊所については、社会福祉法の位置づけも踏まえ、一時的・経過的な居所と認識しており、利用者の方には、地域で自立した生活を営むことができるよう、希望や状況に応じて、アパート、養護老人ホーム、介護施設、グループホームなどへと移るまでの間、必要な施設と認識しております。

(昭島市) E 住まいがない被保護者の生活安定から居住生活への移行を円滑に行うことができる。

(町田市) E 基本的には、居所がない要保護者が居所を定めるまでの一時的な居所との認識です。

(小金井市) すべて無印です。(○はない)

(小平市) C

(日野市) A, C

(東村山市) E 個別の状況にもよりますが、居所がなく生活に困窮し、生活保護を申請する方にとって、一時的な居所としての役割は、一定程度担っていると認識しています。

(国分寺市) C

(国立市) A, C, E アパートを含めてどこにも行き場所の無い方の場合に無料低額宿泊所が一定の役割を担ってくれる場合もある。

(福生市) C

(狛江市) A

(東大和市) C

(清瀬市) E 世帯状況に応じて利用することが望ましい。

(東久留米市) A

(武蔵村山市) E

(多摩市) 住居を失った過程において、「金銭管理ができない。」「服薬管理ができない。」「社会生活のルールが守れない。」など、様々な問題がある方にとっては、落ち着いて日常生活を取り戻す場であると認識しています。

(稲城市) A, C

(羽村市) A, C

(あきる野市) Cの「アパートでの自立生活をさせたいが、金銭管理などが出来ない方などの利用は致し方ない」になります。

(西東京市) AとCが該当するかと考えます。

E 市部は区部と違い安価なビジネスホテルなどが少なく、自治体によっては市内にない場合もあり、無料低額宿泊所を利用することとなる場合が多いと思いますが、無料低額宿泊所は「終の棲家」ではなく、あくまでも一時的に滞在しながら新たな生活を組み立てる上で「準備するための場所」だと考えます。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(西多摩福祉事務所) A

8) 無料低額宿泊所の評価制度はありますか。(例えば介護保険施設の評価制度のようなもの)

(八王子市) 評価制度はないが、社会福祉法及び市条例に基づき、実地指導検査を行っています。

(立川市) 立川市には評価制度はありません。東京都保護課施設担当が数年に1回無料低額宿泊所の実地検査をしています。

(武蔵野市) 評価制度はない(市内に無料低額宿泊所がない)。

(三鷹市) ありません。

(青梅市) なし

(府中市) 評価制度はございません。

(昭島市) 評価制度はございません。

(調布市) ありません。

(町田市) なし

(小金井市) 施設行政の所管は東京都になりますので、市では行っていません。

(小平市) 自治体独自の評価制度はございません。東京都が検査を実施しており、その結果について注視しております。

(日野市) ありません

(東村山市) 評価制度はありません。

(国分寺市) 特になし

(国立市) ありません。

(福生市) なし

(狛江市) 評価制度等はありませんが、電話連絡や訪問により状況把握をしています。

(東大和市) ありません。

(清瀬市) ありません

(東久留米市) ありません。ただし、東京都が定期的に実地検査を行っていることは把握しています。

(武蔵村山市) 特になし。

(多摩市) ありません。

(稲城市) 無料低額宿泊所への評価制度はありません。

(羽村市) 市ではありません。

(あきる野市) 特にありません。

(西東京市) 都のガイドラインや実地検査結果などを参考に、実績のある無料定額宿泊所を利用しています。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(西多摩福祉事務所) ありません。

9) 無料低額宿泊所利用者への就労支援・医療支援・生活困りごと相談はどのようにしていますか?

(八王子市) 就労指導支援プログラムの活用

(立川市) 訪問、電話等で相談を受け対応しています。

(武蔵野市) 他の受給者と同様に、その方のニーズに合わせて適宜行っている。

(三鷹市) ケースワーカーに加えて、当課の就労支援員や健康管理支援員が協力して支援に当たる他、必要に応じて関係機関とも連携して相談に応じています。

(青梅市) 基本は、ケースワーカーが電話で相談を受ける。必要があれば現地訪問し、支援を行う。宿泊所運営主体が行う相談サービスがあれば、連携して支援する。

(府中市) 担当ケースワーカーのほか、状況に応じて、就労支援員、保健師、精神保健福祉士、年金相談員などの専門支援員が相談にのる体制としています。

(昭島市) ケースワーカーによる面談や連絡等にて対応しております。

(調布市) 担当ケースワーカーが電話連絡、訪問等で対応しています。

(町田市) 寮長や法人職員と連携して実施

(小金井市) 受給者自身や施設職員からの相談に基づきケースワーカーが対応しています。

(小平市) ケースワーカーが定期的に連絡や訪問するなどしての相談に応じております。

(日野市) 定期・臨時の訪問や電話で相談実施

(東村山市) 他の居宅での被保護者と同様、その方の援助方針に沿って支援しています。加えて、無料低額宿泊所の職員とも連携して各種支援を行っています。

(国分寺市) 定期訪問や電話連絡により実施しています。

(国立市) 無料低額宿泊所利用者とアパートなどで生活している方で対応は分けていません。通常通り地区担当員、就労支援員等が対応しています。

(福生市) 電話相談を基本に必要ながあれば現地を訪問して話を聞く。

(狛江市) 電話連絡や訪問により、宿泊所と連携して支援します。

(東大和市) 宿泊所の寮長と連携を図り、適宜、対応しています。就労支援については、CWと就労支援員とが連携を図り、支援しています。

(清瀬市) 福祉事務所内で協議している。

(東久留米市) 居宅の被保護者と同様に、来庁してもらうか、訪問・電話にて対応しています。

(武蔵村山市) 担当ケースワーカーや就労支援員に相談している。

(多摩市) ケースワーカーが定期的に訪問し、日常生活の困りごとなどの相談を受けています(現在はコロナ禍のため電話が主体です)。

(稲城市) 無料低額宿泊所の寮長・市CW・市就労支援員等が被保護者からの相談にのっています。

(羽村市) 担当ケースワーカーから行っています。

(あきる野市) 担当CWや施設の方などが行っていますが、必要に応じて関係部署や支援員による相談も行っています。

(西東京市) 施設長などから情報をいただき、ケースワーカーが必要に応じて当市の就労支援員などとともに対応しています。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(西多摩福祉事務所) ケースワーカー、就労支援員が行っています。

10) アパート確保や家具什器の購入などの自立支援、就労支援および、社会的自立支援(ゴミ出し、通院、社会参加など)などで、ケースワーカーと連絡を取りながら生活保護利用者を支援する団体などが貴自治体にはありますか。差し支えないようでしたら団体名を教えてください。

(八王子市) (記載なし)

(立川市) 特定の団体名をお伝えすることができませんのでご容赦ください。

(武蔵野市) 把握していない。

(三鷹市) びよんどネット

(青梅市) 特になし。

(府中市) 生活保護を必要とする方への支援に尽力され、適時、当市福祉事務所と連携する市内団体がございます。

(昭島市) ございません。

(調布市) 当市では、把握していません。

(町田市) 社会福祉法人悠々会(居住支援法人)

(小金井市) 生活福祉係としてはそのような団体の存在を確認していません。

(小平市) 当該団体については、把握しておりません。

(日野市) ありません

(東村山市) 把握しておりません。

(国分寺市) 特になし

(国立市) 府中派遣村、くにたち派遣村、J I K K A。

(福生市) 不明

(狛江市) 当市で把握している団体数は、1 団体です。

(東大和市) ありません。

(清瀬市) (記載なし。)

(東久留米市) ありません。

(武蔵村山市) 特になし。

(多摩市) ありません。

(稲城市) 上記のような支援団体はありません。

(羽村市) ありません。

(あきる野市) 特別に連携等している団体はありません。

(西東京市) 当市にはございません。

(瑞穂町) 町には福祉事務所がないので、東京都西多摩福祉事務所が執り行っています。

(西多摩福祉事務所) ありません。